

水俣市告示第117号

水俣市税条例（平成8年条例第39号）第18条の2第1項の規定に基づき、熊本県の一部の地域における市税に関する申告期限等を延長する件（令和2年水俣市告示第94号）において別途水俣市告示で定めることとされている期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。

令和2年12月8日

水俣市長 高岡 利治

